



昭和62年度第1回地方連絡協議会・第17回通常総会開催

6月30日、東京渋谷・薬学会館において昭和62年度第1回地方連絡協議会を開催。昭和62年度各委員会活動計画報告および協議事項として「当面する諸問題」について協議を行った。普及しはじめたコンピュータシステムを利用した薬剤業務のなかで、プリントアウトされた処方せんには医師の印がないという問題があるが病院内の処方せんは法的には問題ないかなどが話題となり、三輪亮壽日病薬顧問弁護士の見解として、「院内処方せんが本来の処方せんの体裁を整えていないとしても処方せんであることは間違いなく、もし処方せんではないとすると、薬剤師は処方せんによってのみ調剤することができるという薬剤師法違反の問題になる」との説明があった。この頃からプリントアウトされた処方せんの医師の署名、押印がないことなど、コンピュータ化に伴う問題が発生し始めている

同日・同会場において第17回通常総会を開催。

国際医療技術交流財団設立

10月31日、財団法人国際医療技術交流財団（略称：JIMTEF；ジムテフ）が、渡辺美智雄元外務大臣を理事長として設立され、本会もその事業に協力していくことになった。この財団は、開発途上国の医療技術の振興および交流を促進し、国際的視野に立って医療技術者相互の理解を深め医療技術分野における国際協力を推進する事業を行い、もって国際保健医療協力の振興と人類の福祉に寄与することを目的としたもので、事業としては次のようであり、本会では主に医療機関での薬剤師の研修員受け入れに協力することになった。

- (1) 開発途上国からの医療技術分野の研修員の受け入れ
- (2) 開発途上国への医療技術分野の専門家の派遣
- (3) 開発途上国への調査団の派遣
- (4) 医療関連職種20団体協議会の開催
- (5) 国際医療協力に関するフォーラム・セミナーの開催

病棟業務への転進と日本病院薬学会の設立

昭和63年3月の診療報酬改定により入院調剤技術基本料が新設され、施設基準に適合している施設に対して診療報酬点数100点が請求できることになった。この入院調剤技術基本料は、病院薬剤師のクリニカル・ファーマシー業務に対する評価が診療報酬上の点数となったものである。当初、施設基準が厳し過ぎたこともあり、実際に入院調剤技術基本料算定施設として承認を受けた病院は、特定診療科の入院患者のみを対象とした病院を含めても全国で5施設、申請中の病院が18施設という状況であった。

しかし、これをきっかけに病院薬剤師の業務は、医薬分業の進展とともに外来調剤から入院患者を対象としたクリニカル・ファーマシー業務へと大きく変化していくことになる。

昭和64年1月7日、昭和天皇の崩御により時代は昭和から平成へと移った。日病薬は新時代にあわせるかのように、新たに「日本病院薬学会」を設立、平成2年その設立総会と記念講演会を開催した。

昭和63年

会員区分(特別会員)の取り扱い

2月12日、東京渋谷・薬学会館において昭和62年度第2回地方連絡協議会を開催。全体討議として「これからの薬剤業務について」と題して自由討議を行ったほか、特別会員のあり方について協議を行った。日病薬の会員区分としては、正会員、賛助会員、特別会員があるが、医薬分業の進展とともに薬局勤務薬剤師が日病薬に入会したいとの希望者が増加していることに対して各都道府県病薬においては薬局勤務薬剤師については特別会員という区分で入会するとして、特別会員が役員、委員、代

議員等に就任している例がでていたが、この件について協議をお願いしたいとの提案があり、協議に入った。定款では正会員は病院診療所に勤務する薬剤師であり、厳密に定款を遵守すると、調剤薬局勤務薬剤師は正会員に成り得ない、その一方で同じ定款に日病薬会員は地方病薬会員をもって組織するとなっているので、誰を正会員と認めるかは地方病薬会長に委ねられていることになる。実状は各都道府県によって異なっており、日病薬としては、調剤薬局勤務薬剤師はなるべく特別会員として取り扱い、役員や代議員などには就任できないようにと要請するにとどめることになった。

入院調剤技術基本料100点新設

昭和63年3月30日の診療報酬点数表の一部改正等について（通知）により、厳しい制限付きとはいえ入院調剤技術基本料が新設された。（下記の診療報酬点数表の一部改正等について（通知）抜粋）

その後、入院調剤技術基本料は改定の度に100点から200点、400点と倍々ゲームのように引き上げられ、後に薬剤管理指導料と指導料の項に変更されている。これは、一向に進展しない医薬分業を診療報酬の面から促進していかうとする行政の意向も窺えるものであった。つまり、病院勤務薬剤師は外来調剤を離れ、病院本来の役割でもある入院患者に対するサービスを充実させ、薬物療法の安全と適正使用を推進しようとするものであった。

■診療報酬点数表の一部改正等について（通知）抜粋■

(略)	
(19)投薬	調剤技術基本料に施設基準に適合している病院の入院患者への投薬100点を新設し、病院に入院中以外の患者への投薬現行5点を7点に引き上げたこと。

■運動療法等の施設基準に係る承認に関する取り扱いについて（通知）抜粋■

第9 投薬の施設基準	
(1)	病床数が300床以上の病院であること。
(2)	医薬品情報の収集及び伝達を行うための専門施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し専任の薬剤師が2人以上配置されていること。
(3)	医薬品情報管理室の専任の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。
(4)	当該病院の薬剤師は、入院中の患者ごとに投薬・指導記録を作成し、投薬の都度必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な指導を月1回以上行っていること。
(5)	投薬管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方せんにより行うこと。

■診療報酬点数表の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）抜粋■

6. 投薬	
(略)	
(5)	施設基準に適合している病院に入院中の患者の調剤技術基本料
ア. 今回新設された調剤技術基本料の1. は、厚生大	

臣が定める施設基準に適合していると都道府県知事が承認した病院たる保険医療機関に限って算定できるものであること。

- イ. 算定の対象となる患者は、当該病院の薬剤師が医師の同意を得て月1回以上投薬・指導記録に基づき、直接服薬指導（服薬に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含む。）を行った患者であること。なお、これに該当しない場合にあっては、調剤技術基本料の2. により算定すること。
 - ウ. 当該病院の薬剤師は、過去の投薬及び副作用発現状況等を患者に面接・聴取し、当該医療機関及び可能な限り他の医療機関における投薬に関する基礎的事項を把握すること。
 - エ. 当該病院の薬剤師が患者ごとに作成する投薬・指導記録には、次の事項を記載し、最後の記入の日から最低3年間保存すること。
- 患者の氏名、生年月日、性別、入院年月日、退院年月日、診療録の番号、投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、薬学的管理の内容（重複投薬、配合禁忌等に関するチェック等を含む。）患者への指導、相談事項（退院時を含む。）ウ. に関する事項、投薬・指導等の実施日、記録の作成日及びその他の事項。

第18回通常代議員会開催

4月3日、広島・広島厚生年金会館において第18回通常代議員会を開催。4月1日より実施された入院調剤技術基本料について、施設基準が300床以上という制限は、それ以下の規模の病院においては進展しつつある病棟業務に対する意欲を阻害する恐れがあり、早急に制限を撤廃するよう要望すること、また医薬品の供給管理方法も供用払い制度などは個人ごとの払出に、さらに注射剤処方せん制度など従来の病棟業務のあり方を根本的に改める必要があること、どのように改善を進めていくかマニュアルを作成すること、などの要望が相次ぎ、執行部では今後の診療報酬に向けて入院調剤技術基本料の点数引き上げと同時に施設基準の緩和に向けて要望していくことになった。

その後、役員改選に移り、新会長に高橋則行氏、副会長に大西昇氏、町島啓氏、金久保好男氏、監事には山中要氏（再選）、鹿江正夫氏（再選）が選出された。

昭和63年度第1回地方連絡協議会・第18回通常総会開催

6月17日、東京南青山・はあといん乃木坂において昭和63年度第1回地方連絡協議会を開催。高橋則行会長より、新たに会長に就任した抱負として、学術団体である日病薬は独自の学会をもつべきではないかと述べた。そ



の実現のために現在開催されているブロックごとの学術大会との兼ね合い等について意見をいただきたいと提案があり協議に入った。反対の意見はなく、日病薬が学術団体と称していながら学会をもっていないことに疑念を抱いていたことでもあり、是非実現させたいとの意見となり、具体案を執行部で練ることになった。また、4月より診療報酬点数表に入院調剤技術基本料が新設されたことに対して、厚生省側でも病院薬剤師業務に対して100点という3桁の点数は初めてのことであり、これに対する業務がどのように発展するか大いに注目されているとの説明があり、今後の進展状況の調査を行っていくことになった。

同日、同会場において第18回通常総会を開催。

平成元年

昭和63年度第2回地方連絡協議会開催 薬剤師研修機構の設立案等の検討

2月17日、東京南青山・はあといん乃木坂において昭和63年度第2回地方連絡協議会を開催。薬剤師研修機構(仮称)の設立については、厚生省の薬剤師養成教育問題検討委員会から中間報告があり、そのなかに薬剤師をめぐる環境の変化に伴う生涯教育の必要性が指摘されていた。これを受けて日薬では薬剤師研修機構特別委員会を設置し、薬剤師研修機構財団(仮称)設立の具体的検討に入った。日病薬としては、設立に賛同し、財団の設立拠金を来年度予算に組み込んで代議員会に提出する予定であるとの説明があり、協議を行った。

また、日病薬が全国規模の学会を設立する件について、日本病院薬学会(仮称)とし、その基本的考え方について下記の通り提案があった。

■日本病院薬学会(仮称)の基本的考え方■

I 全国規模の学術大会の開催は、本会の現状から考えて至難なことではないが、学術大会の開催のみでは学術団体としての基盤が整ったことにはならない。学会は本会会員が中心となり、同学の士を集めて設立することが望ましい姿であると考え。日本医師会が学術団体として今日の地歩を確立した背景には、その傘下に日本医学会を擁していることが大きく寄与していることを範とすべきである。

II 学会発足時の会員規模は、日病薬会員の10%を目標に、最低2,000名程度の加入を得たい。

この目標達成には、各地方病薬会長の協力が不可欠であり、以後、年会開催時に参加者に加入を呼びかけ、逐次会員増を計っていきたい。病院薬学に関連の深い薬科大学の教室、企業の研究・開発関係にも学会から加入を勧誘する。

III 現在の「病院薬学」を本学会の学会誌として育成・充実させることを検討している。

IV 学会員の年会費は未定であるが、次の方式が考えられる。

- (1) 会費を低額におさえ、多数の加入を期待する。
- (2) 「病院薬学」を配布できる程度の会費とする。
- (3) 前二項の中間の額の会費とし、会員価格での「病院薬学」購読を薦める。

「病院薬学」は現在、発行部数1,000部程度であるが、学会誌として発行部数が増えれば現行の購読料7,200円はかなりの低減が可能と考える。

V 学会は毎年開催を前提とし、地方病薬ならびにブロック等の開催協力が得られるよう、今後協議を重ねる。

VI 学会事務局は当面、日病薬事務局内に置く。

VII 学会設立のための準備委員会を組織し、平成2年度に設立総会ならびに第1回年会の開催を目途に推進したい。

VIII 学会の育成には、当初日病薬の全面的援助が必要であり、会の事業としてどのように位置付けすべきか執行部で今後検討する。

入院調剤技術基本料への対応

昭和63年4月1日より施行されている施設基準適合病院の入院調剤技術基本料にかかわる業務は先進的な病院から徐々に実施されはじめたが、それに伴いいくつかの問題点が浮上してきた。

東京都で第1号の承認施設となった東邦大学医学部付属大森病院薬剤部の近藤由利子部長による日病薬誌の寄稿文に次のような事柄が問題点として挙げられている。

■調剤技術基本料への対応と問題点■

- ・医師の同意を得ること
患者への服薬指導を実施するに際して医師の同意を必要としているが、この業務の意義や目的が医師に十分浸透していないため理解を得ることにかかなりの困難を伴う。
 - ・服薬指導について
服薬指導の範囲や程度についてまだ基本が定まっていないため指導の過不足が起こる。
 - ・患者ごとの薬歴作成に関して
薬歴については指導の記録等のフォーマットが確立していないため、どのような形式が最も適しているか今後の試行錯誤が必要である。
 - ・注射剤を患者ごとに取り揃えて交付すること
この作業はかなりの時間と人手を要するため薬剤師人員の補充が必要になる。
- 以上のようなことから、人員を補充しないでこの業務に対応するには、院外処方せんの発行を促進し、それによって浮いた薬剤師を病棟に振り向けることを考えたい。

第19回通常代議員会開催

4月3日、愛知名古屋・都ホテルにおいて第19回通常代議員会を開催。冒頭の高橋則行会長による会長演述では、「来年度に予定されている第二次医療法改正に向けて、また診療報酬関係では新設された入院調剤技術基本料の施設基準の病床数規制の緩和問題、薬学教育と薬剤師養成教育改革における病院実習受入の問題、薬剤師生

涯研修に対する薬剤師研修機構の設立、また日病薬で病院薬学会（仮称）を設立することなど、対応すべき課題が山積している」と述べた。診療報酬点数問題については、入院調剤技術基本料の施設基準に適合しない300床以下の病院については調剤技術基本料の15点を100点とは行かなくともそれに近づけるように要望することが提案された。

財団法人日本薬剤師研修センター設立

薬剤師研修機構（仮称）は、財団法人日本薬剤師研修センターとして平成元年6月12日に認可され、6月28日、東京新宿・厚生年金会館において第1回目の理事会および評議員会を開催。併せて財団設立披露パーティーを開催した。その設立の趣意は下記の通り。

■設立の趣意■

近年、科学技術や医学・薬学の進歩は著しいものがあり、薬剤師の活躍する分野においても新しい知識や技術が次々と導入されてきています。医薬品の開発においては、新しい知見・技術の活用等により多くの新薬が登場し、また、疾病の診断治療においても、急速に進展する高齢化社会に対応して感染症を主な対象とする急性疾患から、慢性及び老人性疾患を中心とする医療体系への移行が進んでいます。さらに、医療制度・保険制度の変革や国民の保健意識の高まりの中でセルフメディケーションの重要性が再認識されるとともに、大衆薬の適正販売等を通じ、大衆薬の有効かつ安全な使用の確保が益々必要となってきています。また、昭和60年の医療法改正により、地域医療計画に薬局・薬剤師が組み込まれる等薬局・薬剤師の地域医療に果たす役割が期待されているところでもあります。

こうした医療をめぐる環境の変化の中で、薬剤師業務の内容も大きく変化しており、医薬分業の進展とあいまって、ますます高度化、多様化の傾向を強めています。

このような状況にあって、医療保険制度においても、薬局調剤業務は、患者に対する薬学的管理の重要性をより評価した調剤報酬となってきたほかに、病院薬剤業務についても入

院患者に対する業務を重視した技術料が設定されるなど、薬剤師の業務内容の質的变化に対応した診療報酬の見直しが図られているところであります。

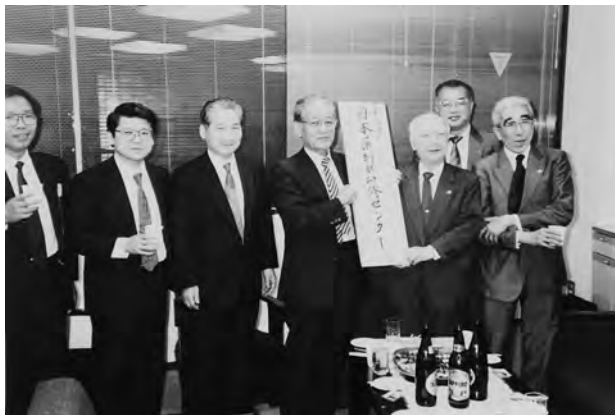
もとより、薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることにより、国民の健康の確保を図るという重要な使命を担っていますが、薬剤師が各職場において、今後ともこのような状況変化に対応し、その職能を十分に発揮し職責を全うしていくためには、卒直後の新任薬剤師等に対する初任者教育を充実させるとともに、免許取得後も継続的に学問の進歩、医療保険制度改革等、社会情勢の変化に対応した薬剤師としての必要な知識・技能の維持・向上を図っていくことが益々重要となってきております。

薬剤師は、薬局・医療機関等医療の分野だけに限定されず、多岐にわたって活動しており、これまでも各職域において、実践的知識の付与あるいは医学・薬学等関係学問の進歩に対応するために様々な形で教育研修の実施がなされてきたところではありますが、これらの教育研修の内容には、共通する部分も多く、また、連携することでより効果的な教育研修が期待されるにもかかわらず、相互の連携が十分でなく、また、実施状況に地域的偏りがみられるなど、改善すべき点が少なくありません。現在各職場で行われている薬剤師の教育研修について、その質的向上を図るとともに、各地域の関係団体、関係機関が体系的、有機的に連携し、より効果的な教育研修を行うことができる薬剤師研修機構の整備が急務と考えます。

このため、各種職域における薬剤師の教育研修の企画・推進組織として、薬剤師の教育研修に関係する諸団体の協力の下に財団法人を設立し、研修指導者の育成、病院・薬局等での研修の助成、研修カリキュラム、研修指導要領、研修教材及び研修評価基準の作成、研修協力機関の指定、研修先の調製等を実施し、薬剤師の生涯教育の一層の充実を図り、もって、諸般の環境変化を踏まえ、社会の付託に十分対応しうる薬剤師の養成を推進しようとするものであります。

事業目的

本財団は、関係団体等との連携のもとに、各職域の薬剤師に必要とされる知識・技能の習得のための環境整備を図るとともに、薬剤師に対する研修事業等の推進を図ることにより、薬



6月12日、財団法人日本薬剤師研修センター設立。看板を手に喜びの関係者、右側より、辰野高司氏、佐谷圭三氏、高木敬次郎氏、村田敏郎氏（初代理事長）、代田審議官ほか



6月28日、東京新宿・厚生年金会館において設立記念パーティーを開催、挨拶する日薬顧問石館守三氏



剤師の資質の向上を図り、もって国民の健康の確保に寄与することを目的とします。

事業概要

本財団は、前記の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 薬剤師の各種研修等のカリキュラム、指導要領及び評価基準等の作成
- (2) 薬剤師の研修協力機関等の指定
- (3) 薬剤師の研修協力機関に対する指導及び助成並びに研修指導者の育成
- (4) 薬剤師の各種研修を実施する団体等に対する指導助言及び研修協力機関等の斡旋
- (5) 各種職域における初任者教育のための研修及び継続教育のための研修の実施
- (6) 各種研修の修了者に対する認定
- (7) 薬剤師の研修に関する調査研究及び国際協力
- (8) 薬剤師の研修に係る団体及び関係官庁等との連絡調査
- (9) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業

役員名簿(五十音順・敬称略)

会 長	石 舘 守三	前(株)日本薬剤師会会長
理事長	村田 敏郎	前中央薬事審議会会長
専務理事	辰野 高	(株)日本薬剤師会常務理事
理 事	秋島 ミヨ	日本女性薬剤師会会長
	岩城謙太郎	(株)日本医薬品卸業連合会会長
	上村 一	(株)医薬品副作用被害救済・研究振興基金理事長
	川崎 敏男	前(株)日本薬学会会頭
	河村 喜典	日本製薬団体連合会会長
	日下 晃	(株)日本私立薬科大学協会会長
	佐分利輝彦	社会保険審査会委員
	高木敬次郎	(株)日本薬剤師会会長
	高橋 則行	(株)日本病院薬剤師会会長
	廣瀬 聖雄	千葉大学薬学部長 (国公立薬学部長会代表)
	水野 肇	医事評論家
	本橋 信夫	元厚生省大臣官房審議会 (薬務担当)
監 事	宮武 一夫	第一製薬(株)会長
	吉矢 佑	(株)大阪府薬剤師会会長

平成元年度第1回地方連絡協議会・第19回通常総会開催

6月23日、東京南青山・はあといん乃木坂において、平成元年度第1回地方連絡協議会を開催。研修センターの設立に伴い、日病薬としては100万円を基金として拠出したこと、今後各都道府県病薬会長はそれぞれの県の指導薬剤師としてこの事業に参加すること、また、病院薬学会設立については、病院薬剤師以外の分野にも参加を呼びかけ、準備委員会を開催した際に、次年度には第1

回病院薬学会年会を開催したいこと等について協議した。同日、同会場において第19回通常総会を開催。

研修センターによる薬局・病院薬剤師指導者研修会開催

10月10、11日、研修センターは東京晴海・ホテル浦島において、都道府県薬の生涯教育研修指導者および分業指導者並びに都道府県病薬会長を集め第1回の指導者研修会を開催した。また、後期研修会は平成2年1月19～20日、東京新宿・日本青年館において開催された。前期同様各都道府県薬より各2名、病薬より各1名が参加した。

平成2年

平成元年度第2回地方連絡協議会開催

2月27日、東京九段・アルカディア市ヶ谷において平成元年度第2回地方連絡協議会を開催。入院調剤技術基本料施設基準に適合し承認された病院における薬剤師の臨床業務のあり方について意見の交換が行われた。また、向精神薬の取り扱いについて、先に向精神薬自主管理マニュアルを作成し配付したが、向精神薬条約の批准に伴い麻薬取締法を改正し「麻薬及び向精神薬取締法」として法律で向精神薬の取り扱いを規制することになる、その背景等について説明が行われた。

入院調剤技術基本料引き上げと施設基準の緩和

3月の診療報酬点数改定により、入院調剤技術基本料は100点から200点へと倍額に引き上げられ、また施設基準の病床数は300床から200床へと緩和された。これによって入院調剤技術基本料算定施設としての申請する施設が一層増加するものと期待される。

第20回通常代議員会開催

4月21日、東京南青山・はあといん乃木坂において第20回通常代議員会を開催。冒頭、高橋則行会長の演述では、「病院薬学会設立準備委員会を開催し、次回までに評議員を決定し会の組織を固め、今年度中に第1回年会を開催したいと考えている」と述べた。

地方病薬代議員から、「診療報酬の改定要望にしても医療法改正にかかわる要望にしても病院薬剤師にかかわる諸々のデータを整えておく必要がある。そのためには事務局の機能強化を急ぐ必要がある」との指摘について、高橋会長は、「厚生省は大型コンピュータを駆使し、しかも元データを持っていることから、それに太刀打ちすることは極めて困難である。まずデータを必要としてもアンケート調査を実施しても回収率が30～40パーセントではデータとしての信頼性に欠ける。事務局の強化については目下中島新一郎副会長の下、事務局のコンピュータ

システムの構築中であるが、システムを維持していくためには会費の値上げも考慮しなくてはならない。その点を踏まえて前向きに取り組みたい」と述べている。

役員および監事改選が行われ、会長高橋氏(再選)、副会長大西昇氏(再選)、金久保好男氏(再選)、横山朋正氏が選出され、監事としては鹿江正夫氏、山中要氏が再選された。

平成2年度第1回地方連絡協議会・第20回通常総会開催

6月29日、東京南青山・はあといん乃木坂において平成2年度第1回地方連絡協議会を開催。高橋則行会長は「当面する諸問題について」と題する議題のなかで病院薬学会設立準備について、評議員25名を委嘱し、まず定款の創案を行い、その定款案に従って、評議員のなかから薬学教育分野、薬学研究者分野そして病院薬剤師分野から理事を選出、会費としては年会費として7,500円とし、年間7,416円かかる雑誌「病院薬学」を配付すること、後の費用については、当分の間日病薬より助成を受けることおよび賛助会員を募集し年会費2万円とすること、正会員数としては、日病薬会員23,000人の10%を目標とすること、毎年1回東京、大阪、名古屋の3大都市で年会を開催すること等を取り決めたと報告があった。病院薬学会設立に至った趣旨は、病院薬剤師が日常業務に埋没して学問を忘れたテクニシャンになりつつあるのではないかと、それが病院薬剤師の地盤沈下の原因ともなりかねないと危惧したためであるとの説明があった。

同日、同会場において第20回通常総会を開催。

麻薬取締法の一部改正

麻薬取締法の一部を改正する法律は、平成2年6月19日に公布され、8月25日から施行されることになった。この法律改正は、向精神薬の濫用が諸外国において拡大する一方、我が国においても近年、向精神薬の密売事件等が発生するようになり、濫用の拡大が懸念される状況にあることから、向精神薬の濫用によって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、向精神薬の輸入、輸出、製造、譲り渡し等を規制し、向精神薬に関する条約を批准し、国際的な濫用防止体制に参画することを主眼とするものとして行われた。

日病薬ではその趣旨に賛同し、厚生省で主催された向精神薬濫用防止連絡会議に参画し、「医療機関における向精神薬自主管理マニュアル」を作成し自主的に管理を強化していたところである。

■向精神薬に関する条約・前文■

締約国は、人類の健康及び福祉に思いをいたし、ある種の向精神薬の乱用の結果生ずる公衆衛生上及び社会上の問題に関心をもって留意し、その物質の乱用及びこれがひき起こす不

正取引を防止し、かつ、それらと戦うことを決意し、その物質の使用を適正な目的に制限するために厳格な措置が必要であることを考慮し、向精神薬の医療上及び学術上の使用は、不可欠なものであり、それらの目的に使用することを不当に制限してはならないことを認識し、その物質の乱用に対する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的規模で行動することが必要であることを信じ、向精神薬の分野における国際連合の権限を認め、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、これらの目的を達成するために、国際条約が必要であることを認めて、次のとおり協定する。

(以下略)

■麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について■

薬発第853号

平成2年8月22日

日本病院薬剤師会会長殿

厚生省薬務局長

麻薬取締法等の一部を改正する法律については、平成2年8月25日から施行されるところですが、今般、その施行について各都道府県知事あて別添のとおり通知したので、内容を御了知のうえ、貴会員各位に周知徹底されるようお願いいたします。

■麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について

(依命通達)■

厚生省発薬第237号

平成2年8月22日

各都道府県知事 殿

厚生事務次官

麻薬取締法等の一部を改正する法律(平成2年法律第33号)は、平成2年6月19日に公布され、麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成2年政令第236号)により、同年8月25日(薬局開設の許可を受けた者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者の別段の申出に関する改正規定は同年8月2日)から施行されるところである。

これに伴い、麻薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成2年政令第237号)、麻薬及び向精神薬を指定する政令(平成2年政令第238号)、麻薬取締法施行規則等の一部を改正する省令(平成2年厚生省令第47号)及び麻薬取締法施行規制の一部を改正する省令(平成2年厚生省・農林水産省令第2号)が同年8月1日に公布され、同年8月25日(麻薬取締法施行規則等の一部を改正する省令中薬局開設の許可を受けた者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者の別段の申出に関する改正規定は同年8月2日)から施行されるところである。

この改正は向精神薬の濫用が諸外国において拡大する一方、我が国においても近年、向精神薬の密売事件等が発生するようになり、濫用の拡大が懸念される状況にあることから、向精神薬の濫用によって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡等を規制し、向精神薬の濫用の防止を図るとともに、併せて、向精神薬に関する条約を批准し、国際的な濫用防止体制に参画することを主眼とするものである。

したがって、本改正法の施行は、国民の保健衛生上の危害の



防止に大きく関係するとともに、国際的にも重要な意義を有するものであることから、次の改正要旨に十分留意のうえ、その施行に万全を期されたく、命により通知する。

記

第1 麻薬取締法の改正

1. 題名及び目的

この法律の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めるとともに、法律の目的に向精神薬について必要な取締りを行うことを加え、今回の改正の趣旨を明確にしたこと。

2. 取締りの対象となる向精神薬

取締りの対象となる向精神薬として、10種類の物質を定めるとともに、これらと同様の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物についても、向精神薬として政令で定め

ることとしたこと。

(以下略)

病院薬学会設立総会開催

かねてより設立準備委員会により設立準備を進めていた病院薬学会は、平成2年6月28日、東京南青山・はあといん乃木坂において設立総会を開催。定款案の審議、評議員の選出、理事の委嘱さらに初代会長に高橋則行氏、副会長に金久保好男氏を選出し、会員の募集を行うことおよび7月7日、関東ブロック学術大会にあわせて「日本病院薬学会設立記念講演会」を開催することなどを可決採択した。

発展期

平成3年、本会は、昭和46年7月15日社団法人日本病院薬剤師会として発足して以来早くも20年を迎え、社団法人化二十周年記念式典を挙行。一方、前年に発足した病院薬学会は第1回の年会を開催し、日病薬が設立した学会として歩みはじめた。平成4年に公布された改正医療法第1条には、医療の担い手として医師、歯科医師とともに薬剤師も明記され、平成5年にはFIP'93東京の病院薬剤師分科会の開催を担当し、国際交流にも大いに貢献した。一方、会員数もこの5年間で約6,000名が増加し、平成6年末には初めて30,000名の大台を超え、大いに発展した時期であった。

平成3年

平成2年度第2回地方連絡協議会開催

2月22日、東京九段・アルカディア市ヶ谷において平成2年度第2回地方連絡協議会を開催。第二次医療法改正について高橋則行会長より、「今回の改正は特定機能病院と療養型病床群の2つを類型化のなかに取り入れていくことが主な改正点である。そのなかで特定機能病院における薬剤師配置基準については、今後、薬剤師の病棟活動の発展を考えて、調剤数だけではなく入院患者数を基準とした薬剤師数の算定を要望していく予定である」と説明があった。また、麻薬取締法から麻薬および向精神薬取締法に改正されたことによる向精神薬の取り扱いについて「向精神薬等取扱いに関する病院・診療所薬局の自主管理マニュアル」を改訂し対応していくことになった。特にペンタゾシン注射薬、ブプレノルフィン注射薬については盗難事件が多発しているためその取り扱い管理については配慮し、病院診療所勤務薬剤師として向精神薬の乱用防止に協力していくことになった。

第21回通常代議員会開催

4月20日、東京南青山・はあといん乃木坂において第21回通常代議員会を開催。冒頭の会長演述において高橋則行会長は、「目前に迫った第二次医療法改正にあたり、第1条に薬剤師に関する記載がないことに関して、日薬はこれを明記するよう要望していく。また日病薬としては特定機能病院の薬剤業務のあり方およびそれに対する薬剤師人員配置に触れ、現在進展しつつある医薬分業によって調剤数80に薬剤師の算定基準では病院薬剤師が大きく減ってしまうことが危惧されるので、入院患者数あるいは病床数に比例した算定基準を要望する。この問題は、その次の一般病院の人員配置基準に大きく影響する問題であり、慎重に取り組む必要がある。昨年、設立した病院薬学会については会員数は1,350名、年会の演題数は110題の応募があり、当初の予想を超える規模になっており、喜ばしい限りである」と挨拶した。

会費値上げに関して、日本薬学会会長井記念館の改築に伴う賃借料の大幅値上げ等もあり、収支率は101.7%と支出が収入を上回り、会員数増による増収も限界がみえてきたことから2,000円値上げして8,000円とすることで承